

改正個人情報保護法に係る対応の検討状況について

未来創造部情報政策課
情報管理係

個人情報の保護に関する法律（以下「改正法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日から、改正法が地方公共団体にも直接適用となる。このことにより個人情報保護制度の全国統一のルールとなることから、同法に基づいて個人情報保護制度を運用していくため、改正法で委任している事項や、改正法で許与されている内容等、地方公共団体において検討すべき事項について整理を行い、対応方針についてまとめていく。

1 個人情報制度見直しの背景と改正の概要【資料 3 - 2】

（1）背景

- ① 今般、新たに「デジタル庁」を創設し、国や地方のデジタル業務改革を強力に推進していく方針。これに伴い、公的部門で取り扱うデータの質的・量的な増大が不可避。
⇒ 個人情報保護に万全を期すため、独立規制機関である個人情報保護委員会が、公的部門を含め、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制の確立が必要。
- ② 情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、官民や地域の枠を超えたデータ利活用が活発化。
⇒ データ利活用の支障となり得る現行法制の不均衡・不整合を是正する必要。
＜不均衡・不整合の例＞
 - ・ 民間部門と公的部門で「個人情報」の定義が異なる。
 - ・ 国立病院、民間病院、公立病院で、データ流通に関する法律上のルールが異なる。
 - ・ 国立大学と私立大学で学術研究に係る例外規定のあり方が異なる。
 - ・ 地方公共団体間で個人情報保護条例の規定やその運用が異なる（いわゆる「2000 個問題」）
- ③ 国境を超えたデータ流通の増加を踏まえ、GDPR 十分性認定への対応を始めとする国際的な制度調和を図る必要性が一層向上。

（2）改正法の概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則と

して民間の病院、大学等と同等の規律を適用。

- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

2 関係条例に係るスケジュール【資料3-3】

スケジュールは以下のとおり検討している。

令和4年 9月 パブリックコメントの実施（1か月）
令和4年11月 月例総務常任委員会で説明（条例素案）
令和4年第4回定例議会に条例案上程
令和5年 4月 条例施行

3 条例等に係る主な検討内容【資料3-4】

（1）個人情報保護審査会【大項目No. 1】 資料3-4-1

① 対応方針

現行の前橋市個人情報保護条例（以下「現行条例」という。）で規定していた前橋市個人情報保護審査会を引き続き設置することとし、「前橋市個人情報保護審査会条例」を制定する。

② 審議事項

- ・ 審査請求についての調査審議（議会含む）
- ・ 特定個人情報保護評価書に係る第三者点検
- ・ 地域の特殊性に応じた施策の実施、個人情報の円滑な運用のための規程の策定等
- ・ その他の法令等の規定による諮問

（2）議会について【大項目No. 2】

① 主な相違点

改正法では、議会は、地方公共団体の機関から除外されている。

② 対応方針

議会については、現行の条例の実施機関として規定し、個人情報の保護の対象としていたことを踏まえ、新規で議会において条例を制定し、必要な保護措置を講じる方向で進めていく。

（3）死者の情報の保護措置について【大項目No. 3】 資料3-4-2

① 主な相違点

条例では、死者に関する情報を「個人情報」として取扱っていたが、改正法では、生存する個人に限定され、「個人情報」の範囲に死者に関する情報は含まれていない。

② 対応方針

例え、死者に関する情報が、改正法で保護すべき個人情報に含まれない情報であるとしても、生存する個人か否かの違いだけであって、個人情報と同等の保護措置は必要であると考えます。したがって、改正法が個人情報に予定している以下の保護措置について、死者に関する情報においても、市全体としての統一的な取扱いを要綱等で定め、規律の確保を図ることとする。

<保護措置の内容>

- ・ 個人情報の保有の制限等（法第 61 条）
- ・ 利用目的の明示（法第 62 条）
- ・ 不適正な利用の禁止（法第 63 条）
- ・ 適正な取得（法第 64 条）
- ・ 正確性の確保（法第 65 条）
- ・ 安全管理措置（法第 66 条）
- ・ 利用及び提供の制限（法第 69 条）
- ・ 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第 70 条）

（４）死者の情報の開示請求への対応【大項目 No. ３】

① 主な相違点

開示請求への対応に関しては、現行条例で、死者の遺族に請求権を認めている。

② 本市の状況

現状、死者を本人とする開示請求の内容は、介護認定に係る資料請求や土地の売買契約書等、ほぼ限定的な傾向にある。

③ 他市の状況

個人情報保護制度とは別の見地から死者の情報を条例で規定することを妨げないとされているものの、条例の制定を予定している他自治体の事例はほとんど見られない。また、現状死者に関する開示請求を条例で規定している事例も見られない。

※中核市調査では条例を制定する自治体はない。

※政令市で条例を制定するのは一市のみ。

④ 対応方針

開示請求に関しては、これまで現行条例で開示してきた実態を踏まえ、開示することを前提に、各課の事務の性質や実情に合わせる形で要綱等を定め、対応を

検討していくこととする。

(5) 特定個人情報【大項目No. 4】 資料3-4-3

① 主な相違点

特定個人情報に関しては、これまでは、個人情報保護法及び番号法の読替え規定が直接適用とならなかったため、現行条例に溶け込ます形で特定個人情報に関する規定を設けていたが、改正法では、改正法及び番号法により読み替えられて適用される改正法が直接適用になる。

② 対応方針

改正法施行後は、改正法及び番号法により読み替えられて適用される改正法が直接適用されることになるため、特段同様の規定を確認の意味で施行条例で規定する必要性もなく、改正法と重複することになることから、対応不要とする。

(6) 条例要配慮個人情報【大項目No. 5】 資料3-4-4

① 主な相違点

改正法では、地方公共団体の機関等が保有する個人情報のうち、地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するものとして条例を定めるものを「条例要配慮個人情報」として定義し、必要に応じて、この条例要配慮個人情報を条例で定めることができるとしている。

② 対応方針

現行条例においては、本市の地域特性に応じた要配慮個人情報を定義しておらず、また、改正法が想定している不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する本市の地域の独自性は特段認められないため、対応不要とする。

(7) 個人情報取扱事務登録簿【大項目No. 6】 資料3-4-5

① 主な相違点

改正法では、現行条例で規定している個人情報取扱事務開始届のような事務単位での帳簿の取扱いは任意としている。

② 対応方針

現行条例で規定している「個人情報取扱事務開始届」と同様の内容である改正法で想定している「個人情報取扱事務登録簿」は作成しないこととする。なお、作成しない理由は以下のとおりである。

- ・ 個人情報ファイルと個人情報取扱事務が対になっているものが多く、個人情報ファイル簿と個人情報取扱事務の両方を作成すると、重複することになる。
- ・ 法令で作成・公表を義務付けられている対象者数1,000人以上の個人情報

ファイル簿と併せて、1,000人未満の個人情報ファイル簿も作成する。このことにより個人情報取扱事務登録簿を作成せずとも、利用目的や取り扱う事務内容の整理ができ、市で保有するファイル簿及び取扱事務を網羅できると考える。

(8) 個人情報管理者【大項目No. 7】

① 主な相違点

改正法では、個人情報保護管理者に関する規定なし。

② 対応方針

現行条例では、個人情報取扱事務の単位が課等であることから、個人情報保護管理者を課等の長をもって充てることとしている。今後の管理責任体制の明確化のため、引き続き個人情報保護管理者を定めることとする。

(9) 手数料【大項目No. 8】

① 主な相違点

手数料に関しては、改正法で地方自治体に委任されているため、施行条例で定める必要がある。

② 対応方針

現行の条例と同様に、手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用負担とする。

(10) 開示請求権【大項目No. 9】 資料3-4-6

令和3年改正法では、任意代理人による代理請求を認めることが本人による開示等請求をより容易なものとし、ひいては本人の権利利益の保護につながると考えられることから、現行条例とは異なり、本人及び法定代理人に加えて、任意代理人による代理請求を認めている。同時に、本人や法定代理人からの開示等請求と同様、なりすましや利益相反防止も重要であり、本人確認や開示の実施に当たっては、開示対象となる保有個人情報の項目や取扱状況、当該保有個人情報漏えい等した場合の本人の権利利益に対する影響、開示請求の受付方法等、個別の事案に応じて、事務対応ガイドに記載の方法も参考にしながら、地方自治体において適切に対応することが必要であるとされている。

① 現行条例の対応

- ・ 現行条例第19条に基づく本人確認書類において本人確認を行っている。
- ・ なりすましや利益相反の観点から、郵送請求の際は、電話により請求者本人を通話口に呼び出して、請求の意思確認を行うこととしている。
- ・ 未成年の法定代理人の請求があった場合は、申請内容に応じて本人申請に切り替えるよう要請し、その要請を聞き入れられなかった場合には、未成年本人の

意見聴取を行っている。

② 改正法施行条例におけるなりすましや利益相反の防止

＜対応方針＞

開示請求については、基本的には改正法に基づき対応していく一方、なりすましや利益相反の点においては、ある程度自治体の裁量に任せられている部分もあるため、現行条例を踏襲しつつ改正法の趣旨に反しない範囲において、対応内容を検討していく。

＜対応方針①－本人確認の対応＞

本人確認を行う際の確認書類については、個別の事情を踏まえず、例えば委任状の添付文書として印鑑登録証明書の添付を必須とすることは、開示請求権について法に定めのない制限を課すものであり、許容されないとされている。したがって、本人確認については、事務対応ガイドに基づき対応することとし、対応不要とする。

＜対応方針②－本人の請求意思が確認できない場合の対応＞

現行条例同様に、本人請求、任意代理人請求に関わらず、郵送請求や本人が窓口に来庁しなかった場合等、本人の請求意思が確認できない請求については、なりすましや利益相反の観点から、電話等により本人の請求の意思確認を行うこととする。

＜対応方針③－未成年の法定代理人による請求の対応＞

利益的行政処分の申請である場合には、民法の一般原則（民法第5条第1項ただし書）により、その多くは法定代理人の同意を要しないと考えられている。そのため、現行条例においても、未成年者本人が開示又は訂正等の請求権の主体になり得るものと解し、未成年者単独による開示又は訂正等の請求を認めるものとしている。したがって、改正法施行後も、未成年の法定代理人の請求があった場合には、その申請内容に応じて法定代理人に対し本人申請に切り替えるよう要請を行う。そのうえで、仮にその要請が聞き入れられなかった場合は、本人から意見を聴取し、当該保有個人情報を開示することが、改正法第78条第1項第1号に規定する不開示情報に該当するかを慎重に判断することとする。

（１１）不開示情報【大項目No. １０】 資料３－４－７

① 主な相違点

現行条例は、公務員の氏名は原則開示すべき情報としているが、改正法では、公務員の氏名は私人の場合と同様に個人情報として保護に値するとして不開示情報としている。

② 対応方針

情報公開条例において公務員の氏名が不開示情報から除外されている場合には、改正法第78条第2項に基づき条例で定めることで、開示請求においても不開示情報から除外することが可能とされているため、情報公開条例との整合性を図るために、不開示情報から除外する規定を定める。

(12) 開示決定、訂正決定及び利用停止決定等の期限【大項目No. 11】

資料3-4-8

① 主な相違点

改正法で定める開示決定、訂正決定及び利用停止決定等における期限は、現行条例で定める期限より長い。

また、延長期限に関しては、改正法では30日以内とされているものの、現行条例では期間の定めがない。

② 決定の期限の方針

市民の利便性や現行条例との整合性を考慮し、改正法で定める期限（30日）より短い期限（14日）を定めることとする。

※現行条例は、「開示請求があった日」から起算していたが、改正法の期間計算は、民法第140条の規定に基づき、「開示請求があった日」の翌日から起算する。

③ 延長の期限の方針

現行条例では期限の定めがないが、改正法で定める期限（30日）について特段問題ない考えるため、改正法と同一の期限を定めることとする。

(13) 実施状況の公表【大項目No. 12】

資料3-4-9

① 主な相違点

改正法第165条第2項に基づき、個人情報保護委員会が行う改正法の施行状況の公表とは別に、地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として行うことは妨げられるものではないため、現行条例同様の実施状況報告を行うかどうか検討する。

② 対応方針

市独自の実施状況の公表は、市政の透明性の確保の観点からも引き続き継続して行うこととする。